

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第二十三号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

第三条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第四条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二

に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、福祉ホームの建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（運営規程）

第五条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対し提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第六条 福祉ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、福祉ホームの周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 福祉ホームは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者へ周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第七条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、その都度、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第八条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十七条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(規模)

第九条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第十条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 浴室

三 便所

四 管理人室

五 共用室

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

三 便所 利用者の特性に応じたものであること。

四 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置)

第十一条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十二条 福祉ホームが利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の使途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第十三条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十四条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第十五条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十六条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該県又は

市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第十七条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときは、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

（規則への委任）

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 平成十八年九月三十日において現に存する法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第二項第一号ロの規定は、適用しない。